

別紙

新型コロナウイルス感染症に関する対応

	市内に感染者なし	市内で感染者発生	児童生徒・教職員の家族から感染者発生	児童生徒・教職員から濃厚接触者発生	児童生徒・教職員から感染者発生
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・通常授業 ・感染症対策を実施 ・PCR検査を受けた児童生徒・教職員がいた場合は、教育委員会に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として通常どおりの授業を実施 ・感染症対策を実施 ・PCR検査を受けた児童生徒・教職員がいた場合は、教育委員会に連絡 ・保健所の指示に従い、調査等に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒・教職員が濃厚接触者となるかの確認 ・濃厚接触者となった場合の対応準備 ・学校全体の健康観察を徹底 ・教育委員会に連絡 ・保健所の指示に従い、調査等に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査の結果が出るまでの期間、全部又は一部の臨時休業 ・濃厚接触者の行動履歴の把握 ・学校全体の健康観察を徹底 ・教育委員会に連絡 ・保健所及び学校薬剤師と連携して消毒を実施 ・保健所の指示に従い、調査等に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、全部または一部の臨時休業 ・感染者の行動履歴の把握 ・学校全体の健康観察を徹底 ・教育委員会に連絡 ・保健所及び学校薬剤師と連携して消毒を実施 ・保健所の指示に従い、調査等に協力
児童生徒 教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・登校・出勤 ・登校・出勤前の検温で発熱がある場合、咳、喉の痛み等風邪の症状がある場合、児童生徒は出席停止、教職員は特別休暇 ・本人に風邪の症状があり、PCR検査を受けることになった場合、児童生徒は出席停止、職員は療養休暇 ・海外から帰国した児童生徒が2週間の自宅等での待機を要請された場合、出席停止 ・同居の家族に風邪の症状がある場合（PCR検査を受けることになった場合を含む）は、児童生徒は出席停止、職員は特別休暇 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の感染が発覚した日の翌日から2週間出席停止 ・教職員の場合は特別休暇（PCR検査を受けることが望ましい） 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者と接触があった日の翌日から2週間出席停止 ・教職員は感染者と接触があった日の翌日から2週間特別休暇（PCR検査が陰性と判断しても期間は短縮しない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・完治するまで出席停止 ・教職員は療養休暇（PCR検査において2回陰性となるまで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の行動履歴の把握
保護者 (家庭)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を行う ・児童生徒の体温測定をする ・児童生徒の健康観察を行い健康観察カードへ記入する ・児童生徒及び同居の家族に風邪症状がある場合は学校へ連絡し、児童生徒の登校を見合わせる ・児童生徒及び家族がPCR検査を受けることになった場合は学校へ連絡し、児童生徒の登校を見合わせるとともに、検査に至った経緯や受診病院等の調査に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校へ連絡する ・家族全員の検温と健康観察を強化する ・依頼を受けた場合、濃厚接触者の調査や、児童生徒の行動履歴の調査に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校へ連絡する ・家族全員の検温と健康観察を強化する ・濃厚接触者以外の家族は、状況によりPCR検査を受ける ・保健所等の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所・病院からの指示を受け対応する ・学校へ連絡する ・依頼を受けた場合、濃厚接触者特定のための調査協力をする ・保健所等の指示により、家庭内感染の確認をする（PCR検査を受けることが望ましい） ・家族が濃厚接触者とならなくても、外出を控えるなど、適切に対応する 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の行動履歴の把握
鉢田市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・PCR検査を受ける児童生徒がいることの連絡を受けた場合は、鹿行教育事務所へ連絡 ・臨時校長・園長会の開催（感染拡大防止策の検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・PCR検査を受ける児童生徒がいることの連絡を受けた場合は、鹿行教育事務所へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・教育事務所への報告 ・健康増進課との連携 ・保健所との連絡・調整 ・臨時校長・園長会の開催を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・教育事務所への報告 ・健康増進課との連携 ・市対策本部への報告 ・保健所との連絡・調整 ・臨時校長・園長会の開催 ・保健所や学校医と相談して濃厚接触者及び感染者の学校内の活動状況や地域の感染拡大を踏まえ、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業の措置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・教育事務所への報告 ・健康増進課との連携 ・市対策本部への報告 ・保健所との連絡・調整 ・臨時校長・園長会の開催 ・接觸者に対して、幅広く検査を実施（検査：保健所に相談）

※ どの段階においても、学校は教育委員会への報告と相談を基本として対応する。

※ 帰国者、接触者相談センター：029-301-3200（8:30～22:00）

※ 潮来保健所 0299-66-2114 平日9:00～17:00

※ 茨城版コロナ Next Ver. 2に準拠する。

休業範囲

- ①他学級との交流なし→学級単位の休業
- ②他学級との交流あり→学年単位の休業
- ③他学年との交流あり→学校全体の休業
- ④活動範囲の把握困難→学校全体の休業